

淀川水系流域委員会「素案021028版」についての意見

「関西のダムと水道を考える会」(代表) 野村東洋夫

当会はこれまで、利水の面から調査を進め、流域委員会の場においても、流域水道事業体の水余り状況や新規水源開発の不要等について、意見発表、意見書提出、傍聴者発言などの形で指摘してまいりましたが、今回の「素案」には当会の指摘が殆んど反映されていないため、改めて別紙の通り、湧水、水需要予測、堆砂、工業用水の4点について反論すると共に(別紙「反論1」(湧水について)～「反論4」(工業用水について)参照) 最終提言において、計画・工事中のダムの「利水面からの一からの見直し」を明記して頂くことを強く要請致します。

当会は、貴委員会がこれまで1年9ヶ月余に亘り、有意義な議論を展開してこられたことに敬意を表しますとともに、最終提言が“「本来の川らしさを活かす川づくり」を全国に先駆けて始めたいと思う”(「3 新たな河川整備の理念」(p.3-1))という崇高な理念に適うものとなるよう切望します。

「反論 1」(湯水について)

1) 反論対象の記述

「2 - 2 利水の現状と課題」(p.2-2) 中の

“ 淀川水系は、他の河川に比べて、利水安全度は高いほうであるが、1918年から1998年までの81年間に7回の湯水が発生している。しかも、最近の1978年から1998年までの21年間では5回もの湯水が発生するなど、湯水頻発化の傾向が見られる ”

2) 反論

「湯水の脅威」は今年1月～2月の委員会や部会において、河川管理者の説明の中で盛んに強調されたテーマですが、これが「琵琶湖総合開発(琵琶総)」を無視した議論であることは、2月5日の淀川部会での「傍聴者発言」で私が述べた通りです。

琵琶総の最大目的が阪神地域などの下流域に毎秒40トンの水を安定的に供給することであった訳であり、奇しくも平成3年度の琵琶総完成直後の平成6年に未曾有の猛暑と少雨に襲われたにも拘らず、琵琶総のお陰で下流域において大きな被害が発生しなかったことは、水資源開発公団自らが述べている所ですが(「淀川水系平成6年湯水記録」p.271) 同様のことは河川管理者からの配布資料にも書かれています(H14, 2, 1委員会資料「淀川水系 利水の現状と課題」p.3-5 下段)。

また、同資料p.3-4下段の棒グラフを見ても、この年の取水制限日数が44日と、未曾有の気象条件であったにしては短期間となっており、「琵琶総以前」と明らかに様相を異にしていることから琵琶総の効果が伺われます。

以上のことから、「湯水」については琵琶総以前と以後を区別して考えるべきであり、

「琵琶総以後」の今後においては大きな湯水はむしろ減少すると考えるべきであって、「反論対象の記述」は余りにも画一的な単純議論でしかなく、ナンセンスと言わざるを得ません。

3) 訂正文

以上のことから、上記「反論対象の記述」は次のように訂正すべきです。

“ 淀川水系は本来、他の河川に比べて利水安全度は高いほうであるが、これが平成3年度に概成した「琵琶湖総合開発(琵琶総)」によって更に信頼度の高いものとなっている。以前は取水制限が100日を越える湯水が昭和52年、53年、59年、61年と多発し

ていたが、琵琶総以後は様相を異にし、平成6年のあの未曾有の大湯水においても、僅か44日の取水制限に終わっているばかりか、その後も今日に至るまで殆んど取水制限が発生していないことが、何よりも利水安全度に対する琵琶総の効果を示している。”

「反論 2」(水需要予測について)

1) 反論対象の記述(1)

「2-2 利水の現状と課題」(p.2-2)中の

“現在の水資源開発基本計画では、利水者および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発するという方式がとられているが、需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある”

2) 反論対象の記述(2)

「4-3 利水計画のあり方」(p.4-6)中の

“これまでの水需要予測は、利水者・自治体等による用途別の水需要を積み上げたものであり、利用実績に比べて過大であるとの批判に加え・・・”

3) 反論

水需要予測が利用実績に比べて過大であることは紛れもない「事実」であり、このことは河川管理者からの提供資料「淀川水系 利水の現状と課題」(H14, 2, 1委員会資料)中の p.1-20, p.1-21 のグラフや p.2-4 ~ p.2-8 のグラフで明らかであるから、“批判がある”との弱い表現は不適當であり、“明白な事実”とすべきです。

4) 訂正文

以上のことから、上記「反論対象の記述(1)」は次のように訂正すべきです。

“現在の水資源開発基本計画では、利水者および自治体等による水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発するという方式がとられているが、需要予測が利用実績に比べて過大であることは今や明白な事実である。”

同様に、上記「反論対象の記述(2)」は次のように訂正すべきです。

“これまでの水需要予測は、利水者・自治体等による用途別の水需要を積み上げたものであり、利用実績に比べて過大であることが今や明白な事実であることに加え・・・”

「反論 3」(堆砂について)

1) 反論対象の記述(1)

「2-2 利水の現状と課題」(p.2-2)中の

“一方で、地球規模での気候変動に伴う降雨変動や、既存のダムの堆砂などにより、流域全体の水供給能力の減少が懸念されるほか、農産物の形で輸入されている外国の水の問題など、国際レベルでの水収支等の課題も指摘されている”

2) 反論対象の記述(2)

「4-6 ダムのあり方」[A案](p.4-16)中の

“利水面においては、「水需要予測に応じた水資源開発」から「水需要管理による水需要の抑制」への理念転換をふまえ、ダム以外による手段と比較検討した上で、利水面でのダムの必要性や緊急性などを見直す。その際、気候変動や水需要の不確実性、既存ダムの今後予想される堆砂による供給能力の低下などに留意する”

3) 反論

“堆砂による水供給能力の低下”という発想には基本的な誤りがあります。それは、ダムには「利水容量」とは別に、将来予想される100年分の堆砂量が「堆砂容量」として「総貯水容量」の中に予め見込まれているからです。従ってダム湖からの利水のための取水口や放流口も、堆砂容量の天端高さ(堆砂位)辺りの高さに設定されていますから、ダム完成から100年間は堆砂が取水量や放流量に影響することは原理的にありません。

しかも淀川水系の大型ダムの中で最も古い「天ヶ瀬ダム」の場合でも、1964年の完成からまだ38年しか経っていませんし、淀川水系の場合は長野県などとは異なり、全般的には堆砂速度が予想を越えて速い訳ではありませんから、“堆砂による水供給能力の低下”は問題になりません。また、たとえ堆砂が予想と異なる様相を示すことがあったとしても、それは土砂の浚渫や取水方法の改良で対応すべきものであり、このために新たなダムが必要との考え方は全くの筋違いです。

4) 訂正文

以上のことから、上記「反論対象の記述(1)」については、“既存のダムの堆砂”という文言をカットして、次のようにすべきです。

“ 一方で、地球規模での気候変動に伴う降雨変動などにより、流域全体の水供給能力の減少が懸念されるほか・・・ ”

同様に、「反論対象の記述（２）」についても、“ 既存ダムは今後予想される堆砂による供給能力の低下 ” という文言をカットして、次のようにすべきです。

“ 利水面においては・・・ダムの必要性や緊急性などを見直す。その際、気候変動や水需要の不確実性などに留意する。”

「反論 4」(工業用水について)

1) 反論対象の記述

「4-3 利水計画のあり方」(3)用途変更(p.4-6)中の

“河川から取水する権利には、許可水利権と慣行水利権とがある。許可水利権については、河川管理者が一定期間ごとに見直してきたが、農業用水を中心とする慣行水利権については、一部を除いて見直されることはほとんどなかった。しかし、これからは、すべての水利権について実態ならびに将来を見据えた聖域なき見直しを行い、積極的に用途変更を行う”

2) 反論

上記の記述は「農業用水」を強調したものとなっていますが、「工業用水」という言葉が一言も出て来ず、「許可水利権」「すべての水利権」という一般的な表現の中に押し込められています。淀川水系における水利権の用途変更を考える際には、先ず「工業用水」を俎上に上げるべきです。

その第1の理由は、工業用水が当初の過大な計画や企業の節水努力、産業構造の変容などにより、大幅な水利権余剰を来していることにあり、このことは河川管理者からの提供資料「淀川水系 水利用の現状と課題」(H14,2,1委員会資料)を見ても明らかです。即ち、同資料のP.2-5上段のグラフによれば、大阪府域(大阪府・大阪市)の工業用水道は平成12年度において、その「日最大取水量」においても「確保水源」との間に約7m³/s(約60万m³/日)の大きな余剰を示していますし、p.2-6上段の兵庫県の場合を見ても、約2.9m³/s(約25万m³/日)を余らせています。両者の合計は約85万m³/日に達し、これは現在淀川水系において計画されている国交省ダム(余野川ダム10万m³、大戸川ダム4.4万m³)、水公団ダム(丹生ダム27.9万m³、川上ダム9.6万m³)の全開発水量51.9万m³を大きく上回るものです。

第2の理由は、工業用水の用途転用は農業用水の場合のような「環境問題」を伴わず、単に行政手続だけの問題であることです。既に実施例も全国に少なくありません。

以上のことから、この項目においては農業用水だけでなく、工業用水の用途変更についても、もっと明確な主張を行うべきです。

3) 訂正文

以上のことから、上記「反論対象の記述」は次のように訂正すべきです。

“ 河川から取水する権利には、許可水利権と慣行水利権とがある。許可水利権については、河川管理者が一定期間ごとに見直すこととなっているにも拘らず、特に工業用水について、近年、取水実績が水利権を大巾に下回っているケースが多発しているのが実態である。農業用水を中心とする慣行水利権については、・・・ ”